

Applying IFRS

# SPAC の会計 処理

2021年7月



Building a better  
working world

## 目次

1. 概要	2
1.1 SPACの構造、ライフサイクル及び取得	2
1.2 SPAC取引に関する会計処理上の検討事項	3
2. 会計上の取得企業の識別及び会計処理上の影響	4
2.1 会計上の取得企業の判断	4
2.2 会計上の取得企業としてのSPAC	8
2.3 会計上の取得企業としてのターゲット企業	8
3. 契約におけるアーンアウト条項	12
4. 金融商品の会計処理	15
4.1 SPACが取得前に発行した普通株式及びワラントのIAS第32号に基づく分類	15
4.2 SPACが取得時に発行した普通株式及びワラントのIAS第32号に基づく分類	17
5. 株式に基づく報酬取引の会計処理	18
5.1 株式に基づく報酬取引の概要	18
5.2 取得前のSPACに関する会計処理上の考慮事項	18
5.3 取得後の会計処理上の考慮事項	20

### 重要ポイント

- ▶ 公開市場への参入を望む非公開企業にとって、特別買収目的会社(SPAC)による取得は、IPOの代替手法となる。
- ▶ SPAC取引のライフサイクル全体を通じて、取引における会計上の取得企業の識別、金融商品及び株式に基づく報酬取引の会計処理など、複雑な財務報告上の論点が数多く生じる。
- ▶ SPAC取引において、ターゲット企業が会計上の取得企業として識別され、SPACが事業を構成しない場合、ターゲット企業が、SPACの支配を取得するために株式を発行しているとみなされ、当該取引は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って株式報酬取引として会計処理される。

# 1. 概要

非公開企業は、SPAC による取得によって、従来型の新規株式公開(IPO)を経ずに、公開企業になることが可能である。SPAC とは、IPO 後にターゲット企業(SPAC の IPO の段階では通常特定されていない)を取得することを唯一の事業目的として、IPO を通じて投資家から資金を調達する企業をいう。

SPAC のターゲット企業になり得ると考えられる非公開事業会社の間で、SPAC はその存在感を高めており、市場の要因の中でも特にプライベート・エクイティの経験を持つ金融スポンサーや経営陣が SPAC に関心を示し、非常に高い人気を博すようになっている。SPAC は投資家から 2020 年に総額で 1,670 億ドルの資金を集め、2021 年に入っても 1 月から 3 月の 3 カ月ですでに、2020 年の資金総額を上回る額を調達している。<sup>1</sup>

SPAC のターゲット企業(ターゲット企業)になり得ると考えられる非公開事業会社の間で SPAC はその存在感を高めており、プライベート・エクイティの経験を持つ金融スポンサーや経営陣が SPAC に関心を示し、非常に高い人気を博すようになっている。

## 1.1 SPAC の構造、ライフサイクル及び取得

設立時、SPAC は経営陣をはじめとするスポンサーによって資本提供される。スポンサーは、創業者株式又は(該当があれば)創業者ワラントとの交換で、名目上の資本を拠出したり、組成及び公開費用を負担したりする。その後、SPAC は IPO を実施し、投資家から資本を募集する。IPO 実施前において、SPAC の貸借対照表には、繰延公開費用のみが表示され、損益計算書には、組織関連及びスタートアップ費用から構成される名目上の営業費用が表示され、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書には、スポンサーへの創業者株式の発行が反映される。SPAC は当然、公開企業に求められる定期的報告義務に従わなければならない。

SPAC の IPO で販売される金融商品には、通常、普通株式と将来一定の普通株式を購入することができるワラントが含まれる。ワラントは、典型的には行使価格がアウト・オブ・ザ・マネー(例: IPO における 1 投資口当たりの価格の 115%)の状態で行発され、SPAC がターゲットを取得した後すぐに行使可能となる。これらは、ターゲットを取得するまでの SPAC への出資に対する保有者への補填を目的としている。

SPAC は通常、取得を完了するまでの期間が限定されている(例: 18 カ月から 24 カ月)。取得が期間内に成功裏に進まなかった場合には、一般株主が延長を受け入れる場合を除き、SPAC は清算される。SPAC が清算される場合、一般株主からの IPO による払込は返還され、スポンサーからの出資額は失われる。

SPAC は、ターゲット企業を特定した時点で、株主に対してターゲット企業の取得完了に対する承認を求める。一般株主は、通常、提案されたターゲット企業への投資を望まない場合には、株式を償還する権利を有する。したがって、取得が承認された後で、一部(例: 反対株主)又は全ての一般株主は投資の返還を要求する可能性がある。

<sup>1</sup> Ernst & Young Global website, [https://www.ey.com/en\\_gl/private-equity/how-the-spac-shockwave-will-shake-private-equity](https://www.ey.com/en_gl/private-equity/how-the-spac-shockwave-will-shake-private-equity) (2021 年 6 月 4 日閲覧)

多くの場合、SPAC は規制上の要求事項に基づき、SPAC とターゲット企業の監査済財務諸表、提案された取得及びその他の重要な取引を反映したプロフォーマ財務情報、並びに SPAC とターゲット企業に関する経営者による説明及び分析を提出する必要がある。これらの開示には、株主が円滑に取引を理解し承認できるように、ターゲット企業の財務及び営業予測が含まれる場合が多い。

取得は、株主の承認が得られた後に実施される。ターゲット企業の売手は、現金、SPAC(又はその他の承継企業)に対する資本持分、またその両方の組合せを受け取る。大半のケースで、ターゲット企業の売手は結合後企業に対する何らかの所有権を保持する。取得後、結合後企業は上場企業になり、通常、売手が選任した取締役に加えて、SPAC のスポンサー又はその代理人を含む取締役会により統治される。スポンサーは、結合後企業を管理するためにターゲット企業の経営権を保持するか、結合後企業の経営に積極的に参加する場合がある。

## 1.2 SPAC 取引に関する会計処理上の検討事項

SPAC のライフサイクルにおいて、SPAC の IPO 及びその後のターゲット企業の取得に関して複雑性が生じるため、取引における会計上の取得企業の識別、取得前後の金融商品及び株式に基づく報酬取引の会計処理に関する問題など、財務報告上の問題が数多く生じる可能性がある。SPAC 取引は増加傾向にあるため、規制機関を含む利害関係者は、関連する会計及び開示事項に適切に対応した高品質の財務報告が提供されることを引き続き期待している。本冊子では、SPAC のライフサイクル全体を通して生じる国際財務報告基準(IFRS)に基づく財務報告上の論点について解説している。

- ▶ セクション2では、会計上の取得企業の識別及びそれに関連して生じる会計上の影響について説明する。
- ▶ セクション3では、アーンアウト条項の会計処理上の留意点について説明する。
- ▶ セクション4では、SPACが発行する金融商品の会計処理について説明する。
- ▶ セクション5では、SPAC及びターゲット企業が発行する株式報酬の会計処理上の留意点を説明する。

本冊子で我々が述べている見解は、2021年7月現在の我々の考え方を反映したものである。SPAC 取引を引き続き分析していく中で、又は SPAC 取引に関する資本市場の実務が進展する過程において、我々は追加の論点を識別する可能性がある。したがって、このような過程において今後、我々の見解が変わる可能性がある点に留意されたい。

## 2. 会計上の取得企業の識別及びそれに関連して生じる会計上の影響

法律上は SPAC がターゲット企業を取得することになるが、その会計処理は、会計上、いずれの企業が取得企業とみなされるかで決まる。

### 2.1 会計上の取得企業の決定

法律上は SPAC がターゲット企業を取得することになるが、その会計処理は、会計上、いずれの企業が取得企業(すなわち、会計上の取得企業)とみなされるかで決まる。

結合企業のうち、いずれの企業の純資産が取得日時点の公正価値で測定され、いずれの企業の純資産が結合前の帳簿価格で測定されるかが決まることから、IFRS 第 3 号「企業結合」を適用して会計上の取得企業を識別することは、重要な検討事項である。結果として、それは、取得日時点で認識されるのれんと結合後企業の純資産の双方に影響を与えるとともに、表示すべき比較情報に影響を与えることになる。

IFRS 第 3 号は、企業結合の定義を満たす取引又はその他の事象に適用される。しかし、IFRS 第 3 号は、事業を構成しない資産又は資産グループの取得には適用されない。この点については下記セクション 2.3 で詳しく説明している。IFRS 第 3 号では、取得企業は、被取得企業の支配を獲得する企業と定義されている。また、被取得企業は、企業結合において取得企業が支配を獲得する事業と定義されている。

IFRS 第 3 号第 7 項は、取得企業の識別に際して、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」のガイダンスの適用を求めている。IFRS 第 10 号第 6 項は次のように述べている。「投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配している」。

IFRS 第 10 号のガイダンスを適用しても、結合企業のうちどちらの企業が取得企業であるかを明確に判断できない場合には、IFRS 第 3 号の追加のガイダンスに示されている他のさまざまな要素を考慮する必要がある。

IFRS 第 3 号は、企業結合を実行するために設立された新設企業が、必ずしも取得企業とはならない、と述べている。新設企業が取得企業であるかどうかは、特に、新設企業が資本持分を発行したか、又は現金を支払ったかにより決定される。対価として現金その他の資産を移転する、又は負債を引き受ける新設企業が取得企業となる場合がある。これに対して、新設企業が資本持分を発行する場合には、下記ガイダンスを適用して、結合企業の中の 1 社を取得企業として識別しなければならない。

一般的に、株式発行以外の方法で企業結合を実行するために設立された新設企業が、結合企業に対する最終的な支配権を獲得する当事者(又は複数の当事者)の延長線上にある場合、当該新設企業は取得企業として識別される。この判断では、取引の目的及び設計の評価が必要であるが、その評価には、すべての事実と状況の徹底した分析が求められる。取引の目的と設計から、基礎となる実質が、新たな最終的な支配当事者(又は複数の当事者)による事業に対する支配権の獲得であることが示唆されている場合、この新設企業はそうした当事者(又は複数の当事者)の延長上にあり、したがって、取得企業として識別される可能性が高い。例えば、投資家グループ又は他の企業が新設企業を利用して、独立第三者間取引条件でターゲット企業に対する支配持分を取得する状況が挙げられる。

主に現金又はその他の資産を移転する、又は負債を引き受けることにより実行される企業結合では、通常は、現金又はその他の資産を移転する、又は負債を引き受けることになる企業が取得企業になる。上述の通り、これはまた、企業結合を実施するために設立される新設企業にも当てはまる。したがって、SPAC が現金のみを対価として事業を取得する場合、通常 SPAC が会計上の取得企業になる。しかし、対価が資本持分又は現金と資本持分の組合せになる場合、会計上の取得企業の決定には、以下のようなさらなる詳細な評価が求められる。

主に資本持分の交換により実行される企業結合の場合には、通常は、資本持分を発行する企業が取得企業である。一方で、いわゆる「逆取得」とよばれる一部の企業結合では、資本持分の発行企業が被取得企業となる。例えば、非公開企業は、公開企業が発行する追加的な株式との交換で、公開企業が非公開企業の既存の全株式を取得する契約を結ぶ場合がある。一見すると、公開企業が、非公開企業に対する支配持分を取得するために追加的な株式を発行することによって会計上の取得企業になるように思われるが、IFRS 第3号に従って資本持分を交換することで実行される企業結合における会計上の取得企業を決定するには、その他のすべての事実や状況についても検討する必要がある。それにより、非公開企業が会計上の取得企業になり、公開企業が会計上の被取得企業になるという結論に至る場合もある。当該検討における、その他の事実及び状況には以下が含まれる。

- ▶ 結合後企業における相対的な議決権の割合。取得企業は通常、結合企業のうち、その所有者グループが結合後企業の議決権を最も多く保有あるいは受け取る企業である。なお、議決権割合を決定するにあたっては、一般的でない又は特別な議決権に関する取決め、オプション、ワラント又は転換証券の存在を適切に考慮する必要がある。SPAC による取得は多くの場合、相対的な議決権に影響を与える売却株主による償還や複雑な資本構造(例:議決権付株式、無議決権株式、ワラント、転換証券)が見られることから、これらの取引では、結合後企業の議決権の状況について慎重な分析が求められる。ターゲット企業に支払われる対価に、SPAC の株式が含まれる場合、ターゲット企業の旧株主が、結合後企業の議決権のうち最も大きな割合を占める可能性がある。
- ▶ 他の所有者又は組織化された所有者グループが支配を獲得するに至る重要な議決権を有していない場合における、結合後企業の重要な過半数に満たない議決権持分の存在。取得企業は、通常、結合企業のうち、その単一の所有者又は組織化された所有者グループが結合後企業に対する過半数に満たないものの最大の議決権持分を有する企業である。例えば、ターゲット企業の旧株主が、結合後企業の発行済株式の45%を受領し、他の株主が重要な持分を所有することはないと仮定する。取得企業を示すその他の要因が全く存在しないと仮定すると、ターゲット企業の旧株主が保有している重要な過半数に満たない持分が、ターゲット企業が会計上の取得企業であることを示唆する場合がある。
- ▶ 結合後企業の統治機関の構成。取得企業は、通常、結合後企業における統治機関の過半数の構成員を選出、任命又は解任することができる企業である。結合後企業に対する所有持分を維持するターゲット企業の元所有者は、結合後企業の統治機関のメンバーのうち一定数を当初任命するパワーを与えられる。統治機関のメンバーの選出、任命又は解任方法を含むガバナンス構造が考慮される。

さらに、企業は、統治機関が結合後企業の関連する活動に関する決定を十分な期間にわたって行うことができるかどうかを検討する。

- ▶ 結合後企業の上級経営者の構成。取得企業は、通常、結合企業のうち、その(従前の)経営者が結合後企業の経営を支配することになる企業である。結合後企業の経営者は多くの場合、SPAC 取引におけるターゲット企業の出身者が登用され、新しい経営者と従前からの経営者の組み合わせとなる場合もある。このような場合、取締役のうちターゲット企業と SPAC の旧経営陣が占める相対的な数及びそれぞれの役割と責任が考慮される。
- ▶ 資本持分の交換条件。取得企業は、通常、結合企業のうち、他の結合企業の資本持分の企業結合前における公正価値を上回るプレミアムを支払う企業である。

SPAC による取得における会計上の取得企業の決定は、慎重な分析及び相当の判断が求められる。IFRS 第 3 号 B14 項から B18 項に定められている企業が検討を求められる要因のいくつかは、SPAC が会計上の取得企業であることを示唆する一方で、ターゲット企業が会計上の取得企業になることを示唆するその他の要因も存在する。設例 1 は、2 つのシナリオを示し、それぞれの事例で会計上の取得企業に関する異なる結論になっている。

SPAC による取得における会計上の取得企業の決定は、慎重な分析及び相当の判断が求められる。

#### 設例 1—SPAC が会計上の取得企業かどうかを判断する

##### シナリオ 1

SPAC ABC 社は 2020 年 1 月に設立され、スポンサーが資金提供を行っている。スポンサーは創業者株式との交換で設立及び公開費用の資金を負担した。2020 年 3 月、SPAC ABC 社は、IPO により CU1,000 百万及び銀行借入により CU200 百万の現金を調達した。IPO の後、単独で SPAC ABC 社を支配する単一の株主又は組織化された株主グループは存在しない。2020 年 12 月、SPAC ABC 社は、非公開ターゲット企業 D 社の普通株式の 90%を CU1,100 百万で取得した。旧株主が、D 社の普通株式の残りの 10%を所有する。取引に関わる一般的でない又は特別な議決権に関する取決め、オプション、ワラント又は転換証券は存在しておらず、D 社の旧所有者は以下の状況にある。

- ▶ 結合後企業又はD社の取締役になることもなければ、引き続き取締役としての地位に留まる状況にない。
- ▶ D社に関する経営者としての役割を維持していない。
- ▶ D社の普通株式における少数持分としての権利以外のその他の権利を有していない。

分析:取引は現金を移転することで実行されている。また、独立第三者間取引において、D社に対する支配も移転されている。したがって、SPAC ABC 社が会計上の取得企業になる可能性は高い。しかし、SPAC ABC 社は新規に設立された企業であるため、IFRS 第 3 号 B14 項から B18 項を適用し、SPAC ABC 社が株主の延長になるか、又は D 社の株主の延長になるかを検討する必要がある。D 社の旧株主は、D 社に対する少数持分を除いて、企業結合の後、結合後企業に対する議決権を取得しておらず、グループとしての SPAC ABC 社の所有者が、結合後企業の議決

## 設例 1—SPAC が会計上の取得企業であるかどうかの判断 (続き)

権の最も大きな割合を取得している。さらに、この取引においては、一般的でない又は特別な議決権に関する取決め、オプション、ワラント又は転換証券が存在しないことから、

- ▶ D社の旧株主は、取締役になることもなければ、引き続き取締役の地位に留まる状況にない。
- ▶ D社に対する経営者の役割を維持しておらず、また、D社の普通株式から生じる権利以外のその他の権利を保有していない。

IFRS 第 3 号 B15 項から B17 項のその他の要因はこのシナリオに関しては関連性が低い。したがって、このシナリオでは、SPAC ABC 社を株主の延長線上にあるとみなし、会計上の取得企業として考えることが適切である。

### シナリオ 2

SPAC XYZ 社は 2020 年 6 月に設立され、名目資本を拠出したスポンサーが当初資金を提供した。2020 年 9 月、SPAC XYZ 社は IPO を通じて CU1,000 百万の資金を調達した。2021 年 3 月、SPAC XYZ 社は非公開企業 E 社の全株式を取得した。支払われた対価の内訳は、CU800 百万と E 社の旧株主に発行された SPAC XYZ 社の追加的な自社株式であった。それにより E 社の旧株主は全体で、SPAC XYZ 社の株式の 55%を受領した。しかし、SPAC XYZ 社の単一の株主も組織化された株主グループも、SPAC XYZ 社を一方向的に支配することにはならなかった。

取引が行われた後、1 人の社外取締役を除く SPAC XYZ 社のすべての取締役は辞任し、SPAC XYZ 社の取締役会で、E 社から新たに 4 人の取締役が任命された。さらに、E 社の主要な経営陣を任命できる E 社の旧株主から指名を受けた者が支配する SPAC XYZ 社の新しい取締役会が、SPAC XYZ 社の取締役会に置き換わった。

**分析:**取引は、一部は現金の移転、一部は株式の交換により実行されている。SPAC XYZ 社の単一の株主又は組織化された株主グループが結合後企業の一方向的な支配を有することはない。さらに、取引実行のための主たる対価は現金ではない。したがって、取得企業の決定は、IFRS 第 3 号 B14 項から B18 項を適用して行わなければならない。

IFRS 第 3 号 B15 項(a)は、E 社の旧所有者が全体で、結合後企業の議決権のうち最大部分(すなわち、過半数である 55%)を取得しているため、E 社が会計上の取得企業と判断されることを示唆している。

さらに、IFRS 第 3 号 B15 項(c)及び(d)もまた、E 社の旧所有者は、結合後企業の統治機関のメンバーの過半数を選出、任命又は解任することができ、取引の結果として、E 社の(旧)経営者が結合後企業の経営を支配することになるので、E 社は会計上の取得企業になると示唆する。したがって、本シナリオでは E 社を会計上の取得企業として識別することが適切となる。



SPAC 取引において、会計上の取得企業の決定は特に重要である。というのも、会計処理及び財務諸表の表示に影響を与え、いずれの当事者が会計上の取得企業と判断されるかにより、それらが大きく異なることになるからである。

仮に SPAC が会計上の取得企業であると判断された場合、ターゲット企業に対する支配が獲得される取引は、IFRS 第 3 号に従って企業結合として会計処理される(すなわち、取得法を適用)。SPAC が会計上の取得企業であると判断された場合の企業結合の会計処理については下記セクション 2.2 でさらに説明している。

ターゲット企業が会計上の取得企業であると判断された場合、取得後企業の財務諸表には、当期及び比較対象期間についてターゲット企業の過去の財務情報が含まれる。この点についてはさらに下記セクション 2.3 で説明している。

### 弊社のコメント

実務上は、ターゲット企業が SPAC 取引で会計上の取得企業になることは多くあるが、通常、SPAC が事業を構成することはない。当該取引は、ターゲット企業による SPAC の逆取得として会計処理することはできない。その代わりに、当該取引はターゲット企業の取得前の財務諸表の継続として会計処理される。

## 2.2 会計上の取得企業としての SPAC

SPAC が会計上の取得企業であると判断された場合、ターゲット企業に対する支配が獲得される取引は、IFRS 第 3 号に従って企業結合として会計処理される(すなわち、取得法の適用)。

取得法では、取得日時点において、取得企業としての SPAC は、取得した識別可能な資産、引き受けた負債及びターゲット企業のすべての非支配持分を認識する。SPAC はまた、ターゲット企業の取得から生じるのれん(又は割安購入益)を認識する。

取得企業としての SPAC の資産及び負債(合わせて、純資産)が、再測定されることはなく、結合前の帳簿価額で計上される。新たに形成された SPAC グループの結合後連結財務諸表は、SPAC 自体の比較情報を含み、ターゲット企業に関しては、取得日以降の金額だけが連結財務諸表に含まれる。<sup>2</sup>

## 2.3 会計上の取得企業としてのターゲット企業

ターゲット企業が会計上の取得企業であると判断され、SPAC が IFRS 第 3 号に従って事業に該当しない場合、取引が企業結合として会計処理されることはなく、取得後企業の財務諸表は、ターゲット企業の取得前財務諸表が引き継がれる。IFRS 第 3 号は、会計上の被取得企業が事業でない場合に取引をどのように会計処理すべきかについて明確なガイダンスを定めていない。IFRS 第 3 号のガイダンスに基づくと、SPAC が会計上の取得企業として識別されていないため、SPAC によるターゲット企業の取得として会計処理されることはない。

<sup>2</sup> これらの状況下では、国や地域によっては、企業は、どのような過去の情報を提供するかを適切に判断するために、企業が検討を要する個別の規制上の要件が存在する。

## 弊社のコメント

我々は、そのような取引は SPAC(法律上の取得企業)の連結財務諸表上、ターゲット企業(法律上の子会社)の財務諸表の継続として会計処理され、ターゲット企業による株式のみなし発行とターゲット企業の資本再編を同時に会計処理すると考えている。

この株式のみなし発行は、実質的には持分決済型の株式報酬取引に該当し、これによりターゲット企業は、SPAC の上場ステータスとともに、その純資産(通常は現金)を受領する。

IFRS 第 2 号に基づく、持分決済型の株式報酬取引では、企業は受領した財又はサービス及びそれに対応する資本増加額を、受領した財又はサービスの公正価値により直接測定する。受領した財又はサービスの公正価値を、信頼性をもって見積ることができない場合には、発行された資本性金融商品の公正価値を参照することで間接的に測定する。IFRS 第 2 号では、従業員以外の者との取引の場合には、受領した財又はサービスの公正価値の算定がより容易であると想定されている。すなわち、資本の増加は、現金の公正価値及び上場ステータスの公正価値に基づくべきであると考えられる。しかし、上場ステータスの公正価値を、信頼性をもって見積ることができる可能性は低いため、資本の増加は、発行したとみなされた株式の公正価値を参照して測定される。詳細については下記設例 2 を参照されたい。

たとえ公正価値が上場ステータスに起因しうるとしても、識別可能な受領対価の合計金額が、対価として引き渡された資本の公正価値を下回る場合には、取引は発行したとみなされた株式の公正価値に基づいて測定されることとなる。

IFRS 解釈指針委員会(解釈指針委員会)は、この論点を 2012 年 9 月と 2013 年 3 月に審議した。解釈指針委員会は、事業活動を行う非公開企業(ターゲット企業)の旧株主が、自身の株式と事業活動を行わない公開企業(すなわち、SPAC)の新規株式を交換することにより、結合後企業の株式の過半数を取得する取引に対して、IFRS 第 3 号の逆取得に関するガイダンスを類推適用することが適切であるとの結論を下した。この結論は、上述の分析と一致している。この場合、事業活動を行う非公開企業が会計上の取得企業となり、事業活動を行わない公開企業が会計上の被取得企業となる。会計上の取得企業は、被取得企業の支配を獲得するために株式を発行したものとみなされる。事業活動を行わない公開企業が事業ではない場合、当該取引は企業結合ではなく、株式報酬取引となり、IFRS 第 2 号に従って会計処理しなければならない。会計上の取得企業が発行したとみなされる株式の公正価値と、会計上の被取得企業の識別可能純資産の公正価値との差額は、会計上の取得企業が受領したサービスを表す。解釈指針委員会は、事業活動を行う非公開企業が貨幣性又は非貨幣性資産をどの程度所有しているかにかかわらず、当該差額はすべて株式上場に関するサービスに係る支払いとみなし、資本調達費用とみなしてはならないと結論付けた。本件について、以下の設例で解説している。

## 設例 2—会計上の取得企業としてのターゲット企業

SPAC ABC 社は IFRS 第 3 号の事業の定義を満たしておらず、発行済普通株式数は 10,000 株である。2021 年 1 月 1 日、SPAC ABC 社は、190,000 株の普通株式を発行し、非公開企業であるターゲット企業 X 社の普通株式の全てである 9,500 株と交換する。

取引日において、SPAC ABC 社は CU85,000 の現金を有しており、SPAC ABC 社の普通株式の売買価格は CU12 である。SPAC ABC 社には、その他に重要な資産、負債又は発行済資本金金融商品は存在しない。

独立の株価算定の専門家は、X 社の 1 株当たりの価格は CU230 であるとし、同社の公正価値を CU2,185,000 と算定した。

取引が行われた後、1 人の社外取締役を除く SPAC ABC 社のすべての取締役は辞任し、SPAC ABC 社の取締役会で、X 社から新たに 4 人の取締役が任命された。

SPAC ABC 社が普通株 190,000 株を発行した結果、X 社の株主が結合後企業の発行済株式資本の 95% (発行済株式 200,000 株のうち 190,000 株) を保有し、残る 5% は SPAC ABC 社の既存の株主が保有することになる。

### この取引を SPAC ABC 社の連結財務諸表において、どのように会計処理すべきか？

SPAC ABC 社の株主は結合後企業の持分のうち 5% しか保有しておらず、また、X 社から任命された取締役が取締役会を支配しているため、SPAC ABC 社による X 社の取得として会計処理されない。また、SPAC ABC 社は事業を構成しないので、取引を X 社による SPAC ABC 社の逆取得として会計処理することはできない。

連結財務諸表は、X 社が過去から継続する企業であるという取引の実質を反映する。X 社は、SPAC ABC 社が保有する現金 CU85,000 及び SPAC ABC 社の上場ステータスと交換に株式を発行したとみなされる。

しかし、上場ステータスは無形資産としての認識要件を満たさないため、純損益として費用計上しなければならない。SPAC ABC 社の既存株主は、結合後企業に対し 5% の持分を有しているため、X 社は、結合後企業に対する所有持分を同じ比率にするため 500 株を発行しなければならない。X 社の株式の公正価値は CU230 であるため、みなし株式報酬取引の会計処理は以下のようになる。

	Dr	Cr
	CU	CU
受領した現金	85,000	
上場費用(損益計算書)	30,000	
発行済資本(500 × CU230)		115,000

#### 設例 2—会計上の取得企業としてのターゲット企業 (続き)

X 社は非公開企業であるため、みなし発行された株式の公正価値を算定する際により信頼性のある基礎となるのは、SPAC ABC 社の株式の取引日時点における市場価格の可能性がある。その場合、発行済株式は CU120,000 (10,000×CU12)、上場費用は CU35,000 となる。

SPAC 取引の後には結合後企業が上場親会社になるので、IAS 第 33 号を適用する必要がある。そのような状況では、IAS 第 33 号の適用上、ターゲット企業の取得前財務諸表の継続になるという事実を反映するために、結合後の財務諸表において追加的な検討が求められる。

実務では SPAC は多くの場合、さまざまな種類のワントを発行することがある。例えば、SPAC の株主は、結合後企業の株価が一定の目標を上回った場合には追加的な株式を受け取ることのできる、IPO 時点で発行されたワント (すなわち、公募ワント) を有している可能性がある。しかし、解釈指針委員会は、その結論において、そうしたワントをどのように考えるべきかについて説明していなかった。こうした状況では、会計上の取得企業としてターゲット企業は、これらのワントを上場サービス手数料の計算に含めるかどうかを評価する必要があり、含める場合には、みなし対価の一部又は SPAC から取得した純資産の一部のいずれと考えるかを評価する必要がある。

#### 弊社のコメント

SPAC が発行した発行済ワントは、上場サービス手数料の計算に含めなければならない可能性が高い。

ワントが SPAC の取得に関するみなし対価の一部であると考えられる場合、ワントは、ターゲット企業の視点からは、発行されたみなし株式と同様、IFRS 第 2 号に従って財又はサービスを取得するために発行された金融商品とみなされる。みなし対価の一部とは考えられないが、取得した純資産の一部と考えることが適切である場合には、これらのワントは、IFRS 第 2 号に従って財又はサービスを取得するために発行された金融商品とはみなされることはなく、他の基準書、例えば IAS 第 32 号を引き続き適用する。

ガイダンスが存在しておらず、これらのワントをみなし対価の一部又は純資産の一部のいずれと考えるかについて実務上のばらつきが存在している。その決定が上場サービス費用の測定に影響を及ぼすことはないが、取得後のこれらの金融商品の事後的な会計処理に影響を及ぼす可能性がある。

### 3. 契約のアーンアウト条項

SPAC による取得契約には、一定の事象が発生する又は条件が満たされる場合には、ターゲット企業の株主に将来移転される追加的な対価に関する条項が含まれる可能性がある。これらの支払いは一般的には「アーンアウト」条項と呼ばれるが、結合後企業に対する追加的な資本持分、現金、又はその他の資産、あるいはそれらを組み合わせた形態を取る可能性がある。追加的な対価の移転に関する将来の事象及び条件の例としては以下が考えられる。

- ▶ 一定期間における一定水準を超える利益の獲得
- ▶ 一定期間における一定水準を超える利益の構成要素(例えば、収益)の獲得
- ▶ 特許又はライセンスの承認
- ▶ 特定の契約に関する交渉の成功
- ▶ 一定期間における特定資産から生じるキャッシュ・フロー
- ▶ 企業結合後の一定期間にわたる、被取得企業の従業員の継続勤務

また、取決めが上記の要素の組合せとなる場合もある。

SPAC が会計上の取得企業として識別され、ターゲット企業が事業である場合、アーンアウト条項は、企業結合に関連した条件付対価を表す。そうした支払いは取得条件の一部として交渉されるであろうが、支払いが企業結合の一部になるか、それとも区別されるものかを判断するために、契約条件を評価する必要がある。例えば、企業結合の後も結合後企業の従業員として残るターゲット企業の旧株主に対し支払いが行われる場合がある。この場合、SPAC は、取決めの実質が取得された事業との交換のための追加的な対価を提供することではなく、旧株主の将来のサービスについて補填することであるかどうかを慎重に評価しなければならない。

取得契約にアーンアウト条項が盛り込まれている理由、つまりいずれの当事者が契約を主導し、いつ契約が締結されたかなどの要因を理解することは、契約の実質を評価する際の一助となる。

取得契約にアーンアウト条項が盛り込まれている理由、つまりいずれの当事者がその契約を主導し、いつ契約が締結されたかなどの要因を理解することは、契約の実質を評価する際の一助となる。IFRS 第 3 号 B55 項では、従業員又は売却株主に対する支払いの取決めが、被取得企業との交換取引の一部であるのか、あるいは企業結合とは別個の取引に該当するのかが明確ではない場合に考慮すべきさまざまな指標が示されている。それらの指標は、下記の表 1 のとおりである。

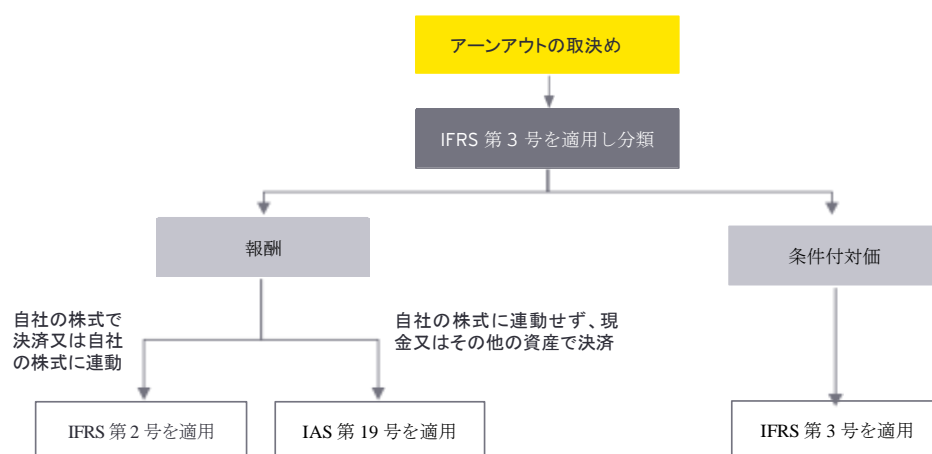
表1: 支払いを報酬又は条件付対価に分類する場合に考慮すべき指標

報酬とみなされる場合	従業員として継続勤務する売却株主への追加的支払の条件交渉の際に検討すべき指標	条件付対価とみなされる場合
支払いは雇用の終了により失効する	継続雇用	支払いは雇用の終了に影響を受けない
支払期間に一致するか又はそれよりも長い	強制雇用期間	支払い期間よりも短い
グループの他の主要な従業員と比較して合理的な水準にない	他の報酬の水準	グループの他の主要な従業員と比較して合理的な水準にある
従業員にはならない他の売却株主が受け取る（1株当たり）追加支払額が、従業員となる売却株主が受け取る金額より低い	従業員にはならない他の売却株主に対する追加的支払	従業員にはならない他の売却株主が受け取る（1株当たり）追加支払額が、従業員となる売却株主が受け取る金額とほぼ同額である
従業員として継続勤務する売却株主が実質的にすべての株式を保有していた（実質的な利益分配）	すべての売却株主が同じ水準の（1株当たり）追加対価を受取る場合の保有する株式数	従業員として継続勤務する売却株主がわずかな数量の株式しか保有していなかった
追加支払額の算定式が、事業の評価に用いたアプローチではなく、他の利益分配契約に整合している	追加支払いと事業の評価との関連性	当初対価が事業の評価額の範囲の下限金額に基づいており、追加支払額の算定式がその際用いた評価アプローチに関連している
算定式が利益の一定割合など、業績を基礎としている	追加支払額の算定式	算定式が、利益倍数などの評価算定式を基礎としており、追加支払が事業の評価に関連していることが示唆される

これらの項目は一般的な指標であるが、継続雇用は例外となる。IFRS 第3号は、「雇用が終了すると自動的に支払いが失効する類の条件付対価契約は、企業結合後の勤務に対する報酬である」と明確に述べている。この指標は例外としても、他の指標はいずれも単独で会計処理を結論付けるのに十分な指標とは考えにくい。

アーンアウトに関する取決めに関する会計処理のアプローチは、以下の図のとおりである。

図 2: アーンアウトの会計処理のアプローチ



SPAC が、取決めの一部又は全部が取得した事業と交換に移転した対価を表すと判断する場合、IFRS 第 3 号に従って取得日の公正価値で条件付対価が認識される。取決めの一部又は全部が企業結合後の報酬であると判断する場合には、当該報酬が株式報酬取引に該当するのであれば IFRS 第 2 号に従って、又はそれ以外の取引に該当するのであれば IAS 第 19 号「従業員給付」に従って会計処理する。

ターゲット企業が会計上の取得企業と判断される場合、一般的な会計処理は上記セクション 2.3 で説明しているとおりである。これらのケースでは、会計上の取得企業となるターゲット企業も、アーンアウト条項の会計処理を検討しなければならない。

さらに、これらの契約に報酬、条件付対価又はその他の独立した要素が含まれているかどうかを判断するためには、売却株主とのその他の契約の条件及び関係を検討する必要がある。他の契約の条件や、条件付支払に関する法人所得税の取扱いが、条件付支払が被取得企業を取得するための対価ではなく、他の取引に起因することを示している可能性がある。このようなその他の契約としては、競合避止義務契約、未履行契約、コンサルティング契約及び不動産リース契約などが挙げられる。例えば、SPAC が主要な売却株主と不動産リース契約を締結することがある。リース契約に定められた支払リース料が市場価格を著しく下回る場合には、条件付支払に関する別個の契約により SPAC が貸手(売却株主)に支払う条件付支払の一部又は全部が、実質的には SPAC が取得後の財務諸表において別個に認識すべき、リース不動産に対する支払に相当する可能性がある。これに対して、リース契約でリース不動産の市場条件と整合的な支払リース料が定められている場合には、売却株主に対する条件付支払契約は、取得における条件付対価と判断される可能性がある。

SPAC 又はターゲット企業が会計上の取得企業になる場合にターゲット企業の従業員に従前に付与されていた報酬の代替に関する説明は、下記セクション 5.3.1.2 及び 5.3.2.2 をそれぞれ参照されたい。

## 4. 金融商品の会計処理

SPAC 取引のライフサイクル全体を通じて、SPAC が数多くの金融商品を発行するケースがよく見られる。SPAC は、設立時に経営陣をはじめとする SPAC のスポンサーに、SPAC の設立に対応して名目上の価格で、株式又は創業者株式と創業者ワントの組合せを発行する。株式は普通株式又は取得が成功裏に完了した場合に SPAC に対して重大な所有持分を有することを認める特別な種類株式の場合がある。IPO 時に、SPAC は通常、普通株式(公開株式)及びワント(公募ワント)で構成される投資口を第三者の投資家に発行する。SPAC のスポンサーも、IPO 時に第三者割当を通じて普通株式を取得するためのワント(私募ワント)を購入する場合がある。

最終的に、SPAC は取得時点で通常、ターゲット企業の売却株主に追加の普通株式を発行し、結合後企業の将来の株価を基に、売却株主、SPAC スポンサー及び(又は)ターゲット企業の従業員とアーンアウト契約を締結する。

株式(普通株式又は特別な種類株式)及び公募ワントと私募ワント(総称してワント)は、一般的に独立した金融商品であると考えられる。それらは別個に、又は区別して発行される、もしくは一緒に発行されたとしても、法的には分離可能又は別個に行使可能であるためである。さらに、アーンアウト条項は通常、取得時に他の金融商品とは別個に区分して発行されるので独立した金融商品であると考えられる。

適切な会計処理を決定するにあたっては、それぞれの金融商品の条件を慎重に検討する必要がある。たとえば、株式又はワントが財及びサービスとの交換で、名目価格で発行される場合、一般的には株式報酬契約が存在しており、IFRS 第 2 号が適用されることが考えられる。同様に、受領した識別可能な対価が、付与した資本性金融商品又は負担した負債の公正価値より低いと考えられる場合、これは通常、財又はサービスを受領しているため、費用を IFRS 第 2 号に従って認識する必要があることを示唆する。株式報酬取引の会計処理はセクション 5 で解説している。特にセクション 5.3.2.1 では、従前に SPAC が発行した権利確定した株式及びワントの事後的な会計処理を説明している。

### 4.1 SPAC が取得前に発行した普通株式及びワントの IAS 第 32 号に基づく分類

株式又はワントが、IFRS 第 2 号ではなく、IAS 第 32 号の適用範囲になると判断される場合、IAS 第 32 号に基づく分類の原則(IFRS 第 2 号とは異なる場合がある)に従って金融負債又は資本に分類する必要がある。

株式又はワントが、IFRS 第 2 号ではなく、IAS 第 32 号「金融商品:表示」の適用範囲になると判断される場合、IAS 第 32 号に基づく分類の原則(IFRS 第 2 号とは異なる場合がある)に従って金融負債又は資本に分類する必要がある。

#### 4.1.1 創業者株式

多くの場合、創業者株式は、取得が成功裏に完了した時点で公開株式に転換される。取得が完了せず、SPAC が清算される場合、創業者株式は償還されず、清算時にいかなる金額も支払われない。



株式が IAS 第 32 号の適用範囲となる場合、転換がいわゆる「固定対固定」のテストをパスするかどうか(すなわち、固定数の創業者株式の引き渡しと固定数の普通株式の交換に基づき、転換が決済されるか)によって分類が決定される。テストをパスしない場合、当該株式は金融負債に分類される。

さらに、創業者株式が転換されることになる公開株式がそれ自体、転換日時点で金融負債に分類され、SPAC が公開株式への転換にいかなる裁量権も有しない場合もまた、創業者株式は金融負債に分類される。

#### 4.1.2 公開株式

公開株式は、取得が承認された時点で、保有者の裁量によって償還可能となる場合が多い。また、取得が所定の期間内に完了しない場合、強制的に償還可能となる場合もある。償還の特性として、SPAC において現金の流出が生じる可能性がある。この場合、当該株式は IAS 第 32 号に従って金融負債に分類されるが、SPAC が現金の流出を回避する無条件の能力を有している場合にはその限りではない。

取得の承認又は取得完了期間の延長など、償還に影響を与える可能性のある重要な決定が SPAC の株主総会で株主決議により行われる場合には、議決プロセスが SPAC のコーポレート・ガバナンス上の意思決定プロセスの一部であり、したがって SPAC の議決行為であるとみなされるかどうかを評価することが重要となる。一方で、特定の金融商品の所有者としての株主の私的行為を反映する場合には、SPAC は投票結果を支配していないと考えられる可能性がある。

#### 4.1.3 ワラント

ワラントは通常、合意された価格で公開株式を購入する権利を所有者に与える。ワラントの分類は、創業者株式と類似した要因によって決定される。IAS 第 32 号の適用範囲である場合には、ワラントは「固定対固定」テストに照らして評価する必要がある。ワラントの基礎となる公開株式が行使日時点で金融負債に分類されるかどうかを検討することも重要である。さらに、純額決済の特性を有する場合には、負債に分類されることが考えられる。

下記設例 3 では、SPAC の公募ワラントが IAS 第 32 号の適用範囲である場合の会計処理に関する分析を説明している。

### 設例 3—SPAC による公募ワラントの会計処理

SPAC A 社は、IPO プロセスの一環で公募ワラント CU100 を発行した。A 社はまだ、取得を承認していない。取得が完了した後、それぞれのワラントによって、固定金額の現金(CU1)との交換で公開株式 1 株を引き受ける権利が保有者に付与される。行使日時点で公開株式は資本に分類される。権利が行使された場合、SPAC A 社は、ワラントを株式で総額決済又は純額決済することを選択できる。

この場合、ワラントに純額決済オプションが存在するため、金融負債に分類される。当該ワラントは、SPAC が固定額の現金その他の金融資産を受け取るのと引換えに固定数の自己の株式を発行する以外の決済方法が可能となるので、資本性金融商品の定義を満たさないためである。

ワラントに対して現物決済(すなわち、現金との交換で株式を引渡す)が求められる場合、転換率が固定されていれば、資本への分類要件を満たす可能性がある。

#### 4.2 SPAC が取得時に発行した普通株式及びワラントのIAS 第 32 号に基づく分類

取得後の結合後企業の連結財務諸表における株式及びワラントの会計処理は、誰が会計上の取得企業として識別されるかにより異なる。この点についてはセクション 2 で詳述している。

- ▶ SPACが会計上の取得企業として識別された場合の検討事項  
取得により、取得が成功裏に完了することを条件としていた株式及びワラントの特性(たとえば、償還権など)を引き起こす場合がある。また、発行企業がそうした特性に対し有しているとみなされていた裁量権が変更される可能性がある。従前に資本に分類されていた金融商品が、資本要件をもはや満たさない場合には、認識を中止して負債として再認識すべきかを決定するにあたり判断を要する可能性がある。その逆の場合も同様である。
- ▶ ターゲット企業が会計上の取得企業として識別された場合の検討事項  
取得はセクション2.3で解説しているように株式報酬として会計処理される可能性がある。結果次第で、結合後企業が発行した金融商品の分類は、IAS第32号又はIFRS第2号の原則に従うことになるが、IAS第32号が適用される場合、上述と同様の条件付特性に関する留意事項が適用されることになる。

## 5. 株式に基づく報酬取引の会計処理

### 5.1 株式に基づく報酬取引の概要

SPAC のライフサイクルにおいて、持分決済型の株式報酬取引が存在するケースが多く、これらの従業員（又は同様のサービスを提供するもの）との取引は、「付与日モデル」を用いて測定される。当該モデルにおいて、取引は、当初付与日の資本性金融商品の公正価値で認識される。

IFRS 第 2 号では、付与日とは企業と他方の当事者（従業員を含む）が株式に基づく報酬契約に合意した日であり、その時点で企業と相手方が当該契約の条件について理解を共有する。その合意が承認手続（例えば、株主総会の承認）を条件とする場合には、権利付与日はその承認が得られた日である。

株式報酬が将来の条件達成を前提として付与される場合、報酬の公正価値算定にあたり、「株式市場条件」（すなわち、企業の資本性金融商品の市場価格（又は価値）に関連する条件）、あるいは権利確定条件以外の条件を考慮しなければならない。逆に、株式市場条件以外の権利確定条件の影響は、報酬の公正価値を算定する際に考慮されない。つまり、株式市場条件以外の権利確定条件が満たされず失効した権利について費用が認識されることはない。（勤務条件を伴う）株式公開又は事業売却という条件は、企業自身の営業を参照したものであるため、権利確定条件以外の条件ではなく業績条件になる。

株式報酬が将来の権利確定条件の達成を前提として付与される場合、関連コストは、勤務条件が達成される期間にわたって認識され、対応する貸方仕訳が資本に計上されることになる。

付与された資本性金融商品が即座に権利確定する場合、反証がないかぎり、サービスはすでに受け取られたものと推定される。

取得が完了した後、SPAC が発行する様々な金融商品は IFRS 第 2 号の適用範囲になるのか、又は IAS 第 32 号など別の基準の対象になるか（及びいつの時点でそうなるのか）について疑問が生じることは多い。詳細はセクション 5.3.2.1 を参照されたい。

### 5.2 取得前の SPAC に関する会計処理上の考慮事項

#### 5.2.1 設立時の SPAC による創業者株式及び創業者ワラントの発行

セクション 4 で解説しているように、SPAC が設立された時点で、経営陣を含むスポンサーは通常、名目価格で創業者株式、又は創業者株式と創業者ワラントの組合せを取得する権利を得る。この結果、スポンサーは、取得が成功裏に完了した場合に SPAC に対する重要な所有持分を保持することができる。

創業者株式及び創業者ワラントの適切な会計処理を決定するには、関連する事実及び状況の慎重な検討が必要になる。SPAC の創業者株式及び創業者ワラントの発行が、創業者（経営陣を含む）に対して、勤務との交換で、名目価格にて付与される場合、IFRS 第 2 号が適用される。

創業者株式及び創業者ワラントの適切な会計処理を決定するには、関連する事実及び状況の慎重な検討が必要になる。

さらに、創業者は総じて SPAC の経営者として活動し、「従業員及び同様のサービスを提供するもの」に該当すると考えられる。結果として、株式報酬は付与日に測定される。

しかし、付与日がいつの時点かについては、さまざまな見解がある。

- ▶ まず、具体的なターゲット企業が特定され、かつ合意されるまでは理解の共有は存在しないとする考え方がある。この見解によると、創業者株主の持分の実質は、最終的に承認されるターゲット企業の株式(及び(もしあれば)ワラント)の報酬と経済的に同等である。したがって、ターゲット企業が最終的に承認されるまで、創業者株主に対する報酬の内容と価値は明確にはならないと考えられる。
- ▶ 次に、創業者以外の株主が投資した時点で、理解を共有することになるという考え方がある。この見解は、創業者以外の株主から創業者株主への価値の移転が生じた時点でのみ株式報酬は成立するため、創業者以外の株主が存在しない限り、当該報酬は発生しないことを根拠としている。よって、創業者以外の株主が現れれば(その後、取引が承認された場合には)、創業者株主に利益が生じることになるという理解が共有されることになる。
- ▶ 最後に、創業者株式及び創業者ワラントが発行された時点で理解が共有されるという解釈が考えられる。この見解によると、発行された時点で、その後、創業者以外の株主が現れ、取引が承認されれば創業者株主に利益が生じるという理解が共有されている。創業者株主が利益を得るには、追加投資者の募集及び適切なターゲット企業の特定の双方が必要となる。創業者株主は当初からこれらの目標を達成すべく積極的にサービスを提供することになる。

解釈指針委員会は、SPAC の実務上の取り扱いについて初期のアウトリーチを実施したものの、今日まで当該論点を正式には議論していない。追加のガイダンスが提供されるまでは、上記で説明した実務上のばらつきが解消されることはなく、契約上の具体的な条件に基づき適切な付与日を決定するため、各企業は判断を求められることになる。

これらの株式及びワラントは通常、明確なサービス期間を定めておらず、付与日においてサービス全体が認識されることになる。しかし、IFRS 第 2 号は、即座に権利が確定する金融商品との交換が見込まれるサービスはすでに提供されていると推定しているが、それに反する証拠が存在する場合には当該推定は反証可能である。したがって、金融商品が、適切な取得の特定というサービスに対する報酬として付与されると判断される場合には、取得が成功するまではサービスが完全に受領されたと推定されない。

上記の考慮事項は、付与日がいつか、サービスがいつ認識されるかだけでなく、創業者株式及び創業者ワラントの公正価値をどのように測定すべきかを決定する際の手がかりとなる。IFRS 第 2 号の最新のガイダンスと合わせて関連する事実と状況の慎重な検討が求められる。

### 5.3 取得後の会計処理上の考慮事項

SPAC によるターゲット企業の法律上の取得では、ターゲット企業の売却株主及び結合後企業の従業員をはじめ、様々な当事者に新しい金融商品が発行される。

分析と会計上の帰結は、会計上の取得企業の識別方法に左右される(上記 2.1 を参照)。

#### 5.3.1 会計上の取得企業としての SPAC

##### 5.3.1.1 金融商品を取得後費用として認識する必要があるかどうかの評価

SPAC の取得契約に、一定事象又は条件下で、ターゲット企業の株主に金融商品を将来追加的に発行する条項が含まれている場合、発行された金融商品を、事業との交換で支払われる対価として(又はどの範囲で)取り扱うべきか、あるいは企業結合とは別個の取引として認識し、従業員から受領したサービスの対価など株式報酬として認識すべきか判断するには慎重な検討が求められる。

この評価を行うためには、従業員でもあるターゲット企業の旧株主への条件付株式報酬が、取得した事業の条件付対価契約であるか、それとも別個の取引となるのかを評価する必要があるが、それに関しては IFRS 第 3 号の指標が有用である。詳細はセクション 3 を参照されたい。

##### 5.3.1.2 ターゲット企業の従業員の既存の報酬の交換

SPAC との取引の時点で、ターゲット企業に未だ決済されていない従業員ストック・オプション又はその他の株式報酬が存在していることはよくある。SPAC が何の対策も行わなければ、ターゲット企業の従業員は権利確定条件が満たされた時点で、ターゲット企業の株式を受領する権利を与えられる。これは、いずれの当事者にとってもあまり満足できる結果ではない。SPAC にとってはこれまで 100%子会社であったターゲット企業に非支配株主持分が存在することになり、ターゲット企業の従業員は、実質的には 100%子会社である会社の市場性のない株式の保有者になるからである。

SPAC が被取得企業の報酬を代替する義務を負っている場合には<sup>3</sup>、SPAC による代替報酬の公正価値のすべて、もしくはその一部が企業結合時に移転された対価の一部を構成することになる。

代替報酬について必要な会計処理を要約すると、以下のとおりである。

- (a) 取得日時点で、代替報酬及び当初報酬の公正価値をIFRS第2号に従って算定する。
- (b) 代替報酬のうち、取得前のサービス(したがって、事業に関し移転される対価の一部に含まれる)に対応する部分は、当初報酬の公正価値に、以下の権利確定期間のうちより長い期間の、企業結合日時点での既経過割合を乗じて得られる金額として算定される。
  - ・ 取得日時点で決定される権利確定期間合計(報酬の代替により当初報酬に追加された条件を含み、当初報酬から削除された条件を除いた、すべての権利確定条件を充足するための必要期間)
  - ・ 当初の権利確定期間

SPAC が被取得企業の報酬を代替する義務を負っている場合には、SPAC による代替報酬の公正価値のすべて、もしくはその一部が企業結合時に移転された対価の一部を構成することになる。

<sup>3</sup> IFRS 第 3 号では、被取得企業又はその従業員が、代替を強制する能力を有している場合、取得企業は被取得企業の報酬を代替する「義務」を負っているとみなされる。例えば、例えば、代替が取得契約の条件により求められる場合、被取得企業の報酬契約の条件によって求められる場合、又は適用される法令や規制によって求められる場合が挙げられる。

- (c) 代替報酬の公正価値のうち、上記(b)で算定した金額を超過する部分は、IFRS 第2号の一般原則に従って取得後の報酬費用として認識する。

報酬を取得前と取得後の部分に分割することを求める上記の規定は、代替報酬が持分決済型又は現金決済型のいずれであっても同様に適用される。

#### 弊社のコメント

IFRS 第3号は、取得企業に対し、被取得企業の株式報酬を取得企業の株式報酬で代替する際に発生する負債又は資本性金融商品を、IFRS 第3号の一般原則ではなく、IFRS 第2号に従って測定することを求めている。

また、ターゲット企業の報酬が取得の結果、失効する場合もある。このような場合、SPACはその義務はないものの、被取得企業の報酬の代替を決定することがある。さらに、失効する可能性はなく、SPACに代替の義務がない場合にも、SPACが任意に報酬の代替を決定することがある。

IFRS 第3号では、SPACに代替の義務がある場合と任意に代替する場合とで代替報酬の会計処理に関する基本的なアプローチに相違はない。すなわち、取得日時点の代替報酬の公正価値に基づき、その金額を取得費用と取得後の人件費に配分することになる。

しかし、SPACによる任意の代替がなければ取得の結果としてターゲット企業の報酬が失効する場合には、代替報酬の公正価値が取得時の移転された対価の一部として取り扱われることはなく、全額が取得後の財務諸表において報酬費用として認識される。IASBは、その理由を、取得企業は従業員による過去の勤務に対し何らの義務も負担しておらず、取得企業による新たな報酬は従業員によって提供される将来の勤務のみその対象とし得るためであると説明している。

### 5.3.1.3 創業者ワラントの事後の会計処理

上述のとおり、経営陣をはじめとするスポンサーは、取得前は、取得を成功裏に終わらせるために提供されるサービスの対価とみなされた創業者ワラントを保有する場合がある。

その場合、それらのワラントは依然として IFRS 第 2 号の適用範囲になるのか、権利確定後は別の基準の対象とすべきか(そしていつの時点で)という疑問が生じる。セクション 5.3.2.1 は適用される基準に関し詳細に説明している。SPAC が会計上の取得企業になる場合にも適用される、SPAC が従前に発行した権利確定済株式とワラントの事後の会計処理についてはセクション 5.3.2.1 を参照されたい。

### 5.3.2 ターゲット企業が会計上の取得企業である場合

ターゲット企業が会計上の取得企業である場合の取得時の会計上の考慮事項についてはセクション 2.3 を参照されたい。

#### 5.3.2.1 SPAC により以前に発行された権利確定済株式とワラントの事後の会計処理

取得の会計処理においては、SPAC が発行した様々な金融商品が、取得が完了した時点で、その後、IFRS 第 2 号が適用されることになるのか又は IAS 第 32 号など別の基準の対象になるのか、またはいつの時点でそうなるのかについて疑問が生じる。

金融商品を資本性金融商品であると判断する際の適用方法が IFRS 第 2 号と IAS 第 32 号で異なるため、この評価は重要になる。

例えば、可変数の株式を引渡す義務を有するオプションは通常、IFRS 第 2 号に基づくと負債を生じさせることはないことが、両者の相違例として挙げられる。企業に資本性金融商品を引渡す義務のみが存在する場合、取引は持分決済型になると考えられる。一方、可変数の株式を引渡す義務は、IAS 第 32 号に基づくと負債を生じさせると考えられる。

IFRS 第 2 号に従って会計処理された取引で相手方の権利が確定しても、企業が報酬の確定につながる財又はサービスを受領済みというだけで、それが必ずしも IFRS 第 2 号の適用が終了になるという訳ではない。権利確定後の株式報酬の会計処理について言及している IFRS 第 2 号の多くの規定からも、この点は明らかである。

例えば、普通株式による報酬の権利確定、又は権利確定した普通株式に対するオプションの行使により、株式が相手方に無条件で引き渡される又は実質的に移転されると、当該株式の所有者は普通株式の他の所有者とまったく同じ立場になることが多く、当該株式は一般的に IFRS 第 2 号ではなく IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号に基づき会計処理される。

しかし、株式又は権利確定済オプションの所有者は、当該種類株式のすべての所有者に与えられない権利を享受できる場合がある。株式又はオプションを現金で企業に売却することのできる権利、もしくは他の種類の株式には適用されない権利が付与された特別な種類株式などが例として挙げられる。このような場合、これらの権利が引き続き有効である限り、IFRS 第 2 号が当該株式又はオプションに適用される可能性がある。

IFRS 第 2 号に従って会計処理された取引で相手方の権利が確定しても、企業が報酬の確定につながる財又はサービスを受領しているというだけで、それが必ずしも IFRS 第 2 号の適用範囲外になるという訳ではない。

これは、権利確定後の株式又はオプションにそのような権利を付加する、又は株式報酬取引の残存期間を変更する権利確定後の条件変更についても当てはまる。特別な条件や権利は保有者と企業の雇用関係に関連していることが多いが、従業員以外の者との取決めにも当てはまることがある。

#### 5.3.2.2 以前にターゲット企業の従業員に付与された報酬

セクション 5.3.1.2 で説明しているように、SPAC との取引時点でターゲット企業に、従業員ストック・オプション又はその他の株式報酬が残っていることがよくある。ターゲット企業が会計上の取得企業であると判断される場合にも同様の問題が生じる。多くのケースで採用されている明確な解決策は、ターゲット企業の従業員が SPAC の株式を保有できるように、何らかの仕組みを設けることである。これは、例えば、次のことにより達成できる。

- ▶ ターゲット企業の株式に対する従業員のオプションを放棄する代わりに、SPACの自己株式を原商品とするオプションをターゲット企業の従業員に付与する。

または、

- ▶ オプションの条件を、SPACの株式に強制的に転換されるターゲット企業の特別な種類株に対するオプションとなるように変更する。

このような変更は、IFRS 第 2 号の条件変更に関する要求事項に従うことになる。



## EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy) をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、[ey.com](https://ey.com) をご覧ください。

### EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは [ey.com/ja\\_jp/people/ey-shinnihon-llc](https://ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc) をご覧ください。

© 2021 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

EYG No. 005918-21Gbl

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)